

「JIA 災害対策ファンド」運用規定

2010年5月10日制定

(目的)

第一条 この規程は、日本建築家協会の会員が行う被災者支援活動につき、JIA 災害対策ファンドの運用及び被災者支援活動の指定等について定める。

2 本ファンドの運用は、災害対策委員会の所管とする。

(資金運用の内容)

第二条 ファンドの支出は、日本建築家協会本部及び被災関連支部の支援活動に要する費用、支援にかかわる会員の交通費・宿泊費の補助、立替金とし、次の通り定める。

支援活動に要する費用

現地災害対策本部設立費用、本部事務局員派遣費用、災害対策本部長及び本部員現地活動費用、などとする。

交通費 JR・私鉄・地下鉄・バス・航空機等の公共交通機関の利用を原則とし、必要に応じタクシー・自家用車（ガソリン代・通行料に限る）などとする。

宿泊費 災害対策委員会が必要と認めた適切な宿泊費とする。

立替金 日本建築家協会が負担すべき経費等と災害対策委員会が認めた立替金とする。但し、領収書等その金額を明らかにした書面の提示を要する。

(他団体などからの支払いがある場合)

第三条 会員が日本建築家協会以外の団体から報酬等を受領する場合、前条第 項ないし第 項の資金は支出しないものとする。但し、受領した報酬等の合計金額が前条第 項ないし第 項のファンドから支出すべき合計額に満たないときは、災害対策本部長は災害対策本部の助言を得てその差額を支出できる。

(支援活動の指定など)

第四条 支援活動の指定、災害対策ファンド資金の運用の承認に関し、本部災害対策本部長が、災害対策委員会の助言のもとに決定する。

(ファンド寄付の受け入れ)

第五条 日本建築家協会会員以外からの寄付の受け入れは、日本建築家協会理事会の承認を要する。

(理事会報告)

第六条 委員長は、災害対応完了後 2 カ月以内に、成果及び収支を理事会に報告しなければならない。

附則 1 この規定は、理事会の決議により改廃することが出来る。

附則 2 この規程は、2010年5月10日から施行する。

附則 3 ファンドからの支出は、支援活動の補助、一時立替を旨とするので、経費全額を補償するものではない。